

**■3. [戸建住宅等]検討内容****3-1) 建築確認に供する BIM モデルと、試審査用確認申請図書の作成****3-1-1) 建築確認に供する BIM モデル**

戸建住宅の BIM による審査を想定して、BIM モデルから作成する建築確認に必要な図面表現の標準(以下、「確認図面の表現標準」という。)の検討と、BIM を活用した建築確認における課題検討の整理を行うために、戸建住宅の BIM モデルを用意した。

検討した BIM モデルは、いわゆる 4 号特例対象となる2階建て戸建住宅(木造)で、確認図面の表現標準の検討に支障がないよう、実在しない建築物で、建築物の意匠に係る確認審査が可能な設計内容を具備するものとした。

BIM ソフトウェアは、グラフィソフトジャパン(株)「Archicad (ver.24)」を使用し、閲覧用ソフトウェアとして同社「BIMx(タブレット版、デスクトップ版)」を使用した。

なお、具体的な試審査(確認審査を想定した試し審査をいう。以下、同じ。)用確認申請図書は、作業協力者(グラフィソフトジャパン(株))の協力を得て、BIM モデルを用いて出力された図面(54 枚)を使用した。

## ■モデルの概要

BIM モデルの概要（規模等、法令上の規定の想定）は次表の通りである。

表：建築物の規模等に応じた建築基準法令の規定と構造方法等

○：モデルの要件

		戸建住宅モデル	
建築物の規模等	延べ面積	196.73 m <sup>2</sup>	
	階数	2階	
	構造種別	木造	
		その他建築物	
	主要用途	一戸建て住宅	
	その他の要件	都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等	都市計画区域内 市街化区域
		用途地域	第一種低層住居専用地域
		防火地域	準防火地域
その他の区域、地域、地区又は街区		なし	
建築基準法令の規定	集団規定	容積率	○
		建蔽率	○
		道路斜線	○
		北側斜線	○
		準防火地域内の建築物	○
	単体規定	採光	○
		24 時間換気	○
		シックハウス対策	○
		排煙無窓	○
		住宅用火災警報器	○
		火気使用室	○
	関係規定	火気使用室の換気	○
		ガス	○
		給水、排水その他の配管設備の設置及び構造	○

※都市計画において外壁の後退距離の限度は定めていない。

■戸建住宅サンプルモデルの建築概要( Archicad 意匠)

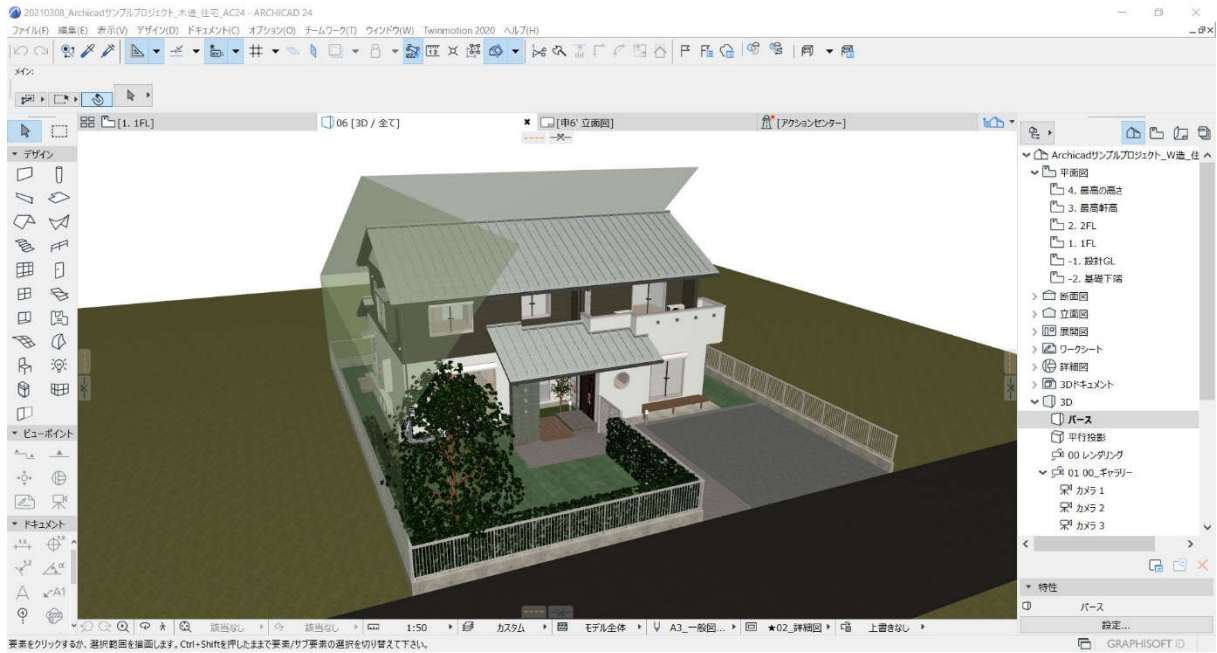


図1 戸建住宅サンプルモデル パース  
Archicadで作成・表示したBIMモデル外観(意匠)

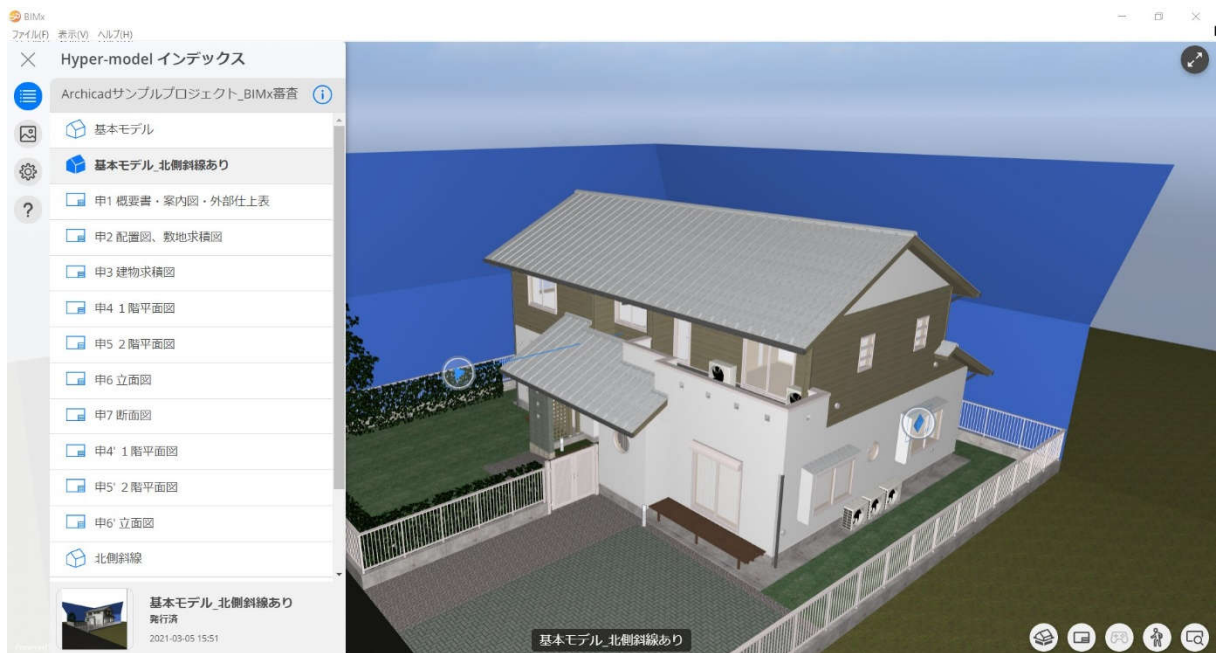


図2 戸建住宅サンプルモデル パース  
Archicadで作成したBIMモデルをBIMx(PC版)で表示したもの

(余白)

### 3-1-2) 試審査用確認申請図書の作成と試審査

3-1-1)にて検討した BIM モデルから、建築確認審査に求められる図書の種類(建築基準法施行規則第 1 条の 3、および、同表1で示すもの等)について、建築物の確認申請を想定した試審査用確認申請図書を作成した。本図書は、BIM モデルから生成される 2 次元図面表現を活用して図面の体裁とし、図面表現の詳細度は、現状の紙図面による審査で求められる尺度を参考に設定した。

試審査用確認図書の作成にあたり、図書が表現する審査対象項目について、建築基準法令の規定と明示すべき事項に係る試審査を行った。審査の内容は、建築物の意匠(単体規定、集団規定)に係るものとした。

なお、試審査用確認申請図書の作成と試審査は、以下①から③の方法の順により実施した。

#### ① 「審査内容の項目リスト」の作成

はじめに、戸建住宅等に係る確認申請に必要な図面の種類と明示すべき事項を審査機関側として整理した。その整理にあたっては、一般建築作業部会で整理した「審査内容の項目リスト」を使用して行い、法令の規定、図書の種類、明示すべき事項及び記載要綱(審査内容)等を表形式でとりまとめた。

また、適用される明示すべき事項の意匠の審査内容の項目を明確にしたうえで、確認申請に必要とされる図面の種類ごとの明示すべき事項の審査内容の項目を簡潔にまとめた。

#### ② 試審査用確認申請図書の作成

戸建住宅等に適用される法規制の項目を整理した「審査内容の項目リスト」の内容に基づき、BIM モデルから生成する 2 次元図面表現として作成し、試審査用確認申請図書をまとめた。作成する図書の種類は、BIM モデルから出力が可能な範囲として、4号特例が適用される際に確認申請に求められる図書とした。

#### ③ 試審査用確認申請図書を対象とした試審査の実施

「審査内容の項目リスト」に沿って作成された試審査用確認申請図書に対し、建築基準法令の規定と明示すべき事項に係る試審査を実施した。試審査は、建築物の意匠について行った。

試審査は、協議会会員のうち指定確認検査機関の協力を得て実施した。

表 1 担当した指定確認検査機関

分野	担当機関
意匠	(株)確認サービス／(一財)さいたま住宅検査センター／(株)J建築検査センター／ (一財)静岡県建築住宅まちづくりセンター／(株)住宅性能評価センター／ (株)湘南建築センター／日本 ERI (株)／(一財)北海道建築指導センター／ (株)山形県建築サポートセンター

表2 作成した試審査用建築確認図書の種類

○：作成図書（その他は、任意）

		図書の種類
意匠	特例4号	○概要書・案内図・外部仕上表
		○配置図、敷地求積図
		○建物求積図
		○1階平面図
		○2階平面図
		○立面図
		○断面図
	特例3号	1階平面図(LVS 検討追記)
		2階平面図(LVS 検討追記)
		立面図(LVS 検討追記)

## ① 「審査内容の項目リスト」の作成

確認審査は、建築基準法第 18 条の 3 及び平成 19 年国土交通省告示第 835 号(建築審査等に関する指針)の規定により、建築基準法施行規則(以下、「規則」という。)第 1 条の 3 第 1 項表 1 などに掲げる図書に記載された明示すべき事項に基づいて行うこととされている。

このため、試審査用確認申請図書の作成に先立ち、確認審査に必要な図面表現等を整理することを目的として、確認審査における図面の種類と明示すべき事項の整理をした。この整理にあたっては、平成 22 年 6 月 1 日より前の平成 19 年国土交通省告示第 885 号(確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件)の様式が、概ね明示すべき事項に沿って整理された内容となっていたため、当該様式を利用することとし、それ以降の法令改正の内容を反映し、明示すべき事項の「審査内容の項目リスト」を作成した。

「審査内容の項目リスト」は、法令の規定、図書の種類、明示すべき事項及び記載要綱(審査内容)等について、表形式でまとめた。

## &lt; 審査内容の項目リストの説明 &gt;

名称	内容
通しNo.	・整理のため、項目ごとに番号を付した
特例 3 号	・建築基準法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定される建築物
特例 4 号	・建築基準法施行令第 10 条第 1 項第 4 号に規定される建築物
I チェックリスト ①法令など ②図書の種類 ③明示、記載、審査事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チェックリスト(平成 19 年国交告 885 号(指針に従って審査を行ったことを証する書類。平成 22 年まで使用した旧様式))に、令和元年 6 月施行分までを加えた。</li> <li>・入力値「予めの記載」は、繰り返し出てくる審査項目を示す。</li> </ul>
II モデルごとの適用 戸建て住宅部会対象	・戸建住宅モデルに対して必要な審査対象となる事項を「1」で示した。
III 審査内容の項目リスト ①主な法文 ⑤記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「①主な法文」は、主たる法文を記載。入力値「基本」とは、施行規則 1 条の 3 表 1 を示し、「BF 法」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 14 条の要件等を示す。</li> <li>・「⑤記載事項」は、明示すべき事項を簡潔にまとめたもの。</li> </ul>

■審査内容の項目リスト（4号特例審査対象追加版）

通しNo.

特例		I チェックリスト			II モデルごとの適用	III 審査内容の項目リスト	
特例3号 (I 審査対象)	特例4号 (II 審査対象)	①法令など	②図書の種類	③明示、記載、審査事項	戸建て住宅部会対象 (I = 審査対象)	④主な法文	⑤記載事項
1	1	1	1	1	1	基本	縮尺を記載(仕上表を除く)
2	1	1	1	1	1	基本	各境界線及び建築物(隣棟間)の位置により、延焼のおそれのある範囲を記載 隣棟間の延焼ラインが発生しない場合はその根拠(500㎡以内)を記載
3	1	1	1	1	1	基本	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さと長さ 地盤面を算定するための算式を記載
4	1	1	1	1	1	基本	方位、延焼のおそれのある範囲を記載
5	1	1	1	1	1	基本	<敷地面積> 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式 <床面積> ・床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 ・各室、各居室の用途及び床面積 ・用途別床面積(建築物の用途別のほか、容積緩和対象(自動車車庫等、住宅等の地階、共同住宅等の共用廊下等、昇降機の昇降路、備蓄倉庫、宅配ボックスなど)となる部分ごとの床面積) ・各階ごとの床面積の合計 ・棟ごとの床面積の合計 ・延べ面積(総計) <建築面積> ・建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 ・棟ごとの建築面積の合計 ・建築面積(総計)
20	1	1	1	1	1	表1	道路及び目標となる地物を記載
22	1	1	1	1	1	表1	敷地境界線の名称(道路、隣地など)、配置寸法(3方向程度)、申請建築物と他の建築物を記載
23	1	1	1	1	1	表1	・外構の種類、位置と高さを記載 ・擁壁の種類、位置と高さを記載 ・法面の位置と勾配を記載
24	1	1	1	1	1	表1	・道路中心、隣地、敷地内、建築物周囲の各レベル及び基点となるBMの位置とそのレベルを記載 ・建築物の各部分の高さを記載
25	1	1	1	1	1	表1	道路の位置、幅員及び種類(例えば法42条1項1号など)を記載
26	1	1	1	1	1	表1	雨水排水の経路と最終処理の位置(設備図で代用可。ただし建築計画概要書の配置図には、記載させる行政庁もある。)を記載
36	1	1	1	1	1	表1	・設計地盤面、平均地盤面の記載 ・建築物の各部分の高さを記載 ・階数の記載
39	1	1	1	1	1	表1	・設計地盤面、平均地盤面の記載 ・建築物の各部分の高さを記載 ・階高さ、天井高さ、階数の記載
46	1	1	1	1	1	法19	表1に記載
47	1	1	1	1	1	法19	表1に記載
48	1	1	1	1	1	法19	表1に記載
462	1	1	1	1	1	法22	【3-5. その他の区域、地域、地区又は街区】に法第22条区域内の場合は記載 併せて【4-13. 屋根】に大臣認定番号を記載(告示の場合は記載不要)。なお【4-14. 外壁】及び【4-16. 軒裏】も同様
467	1	1	1	1	1	法22	屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法を記載
468	1	1	1	1	1	法22	同上(法第22条第1項の市街地の区域内にある建築物の屋根の性能に関する技術的基準)
469	1	1	1	1	1	法23	【3-5. その他の区域、地域、地区又は街区】に法第22条区域内外の別を記載
470	1	1	1	1	1	法23	耐力壁、非耐力壁で準防火性能が異なる場合は、その別を記載
472	1	1	1	1	1	法23	準防火性能の断面構造(材料の種別、寸法など)を記載
473	1	1	1	1	1	法23	上記図面で確認
475	1	1	1	1	1	法24	【3-5. その他の区域、地域、地区又は街区】に法第22条区域内外の別
476	1	1	1	1	1	法24	法第22条第1項の規定による区域の境界線の記載



3.[戸建住宅等]検討内容

通しNo.	特例	I チェックリスト	II モデルごとの適用	III 審査内容の項目リスト			
478	1	法第25条(大規模の木造建築物等の外壁等)	確認申請書	延べ面積	法25 適用される建築物かどうかの確認		
479	1		配置図	申請に係る建築物と他の建築物との別	法25 2以上の建築物の床面積の合計が1000㎡を超えるかどうかを記載(確認申請書、他図面で明らか場合は記載不要)		
480	1		各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置	法25 耐力壁、非耐力壁で防火構造が異なる場合は、その別を記載		
482	1		延焼のおそれのある部分	延焼のおそれのある部分	法25 III審査内容の項目リスト ⑤主な法文 基本的に記載		
483	1		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	法25 III審査内容の項目リスト ⑤主な法文 基本的に記載		
484	1		二面以上の断面図	延焼のおそれのある部分	法25 配置図、各階平面図で確認		
485	1		耐火構造等の構造詳細図	屋根並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法	法25 防火構造の断面構造(材料の種別、寸法など)を記載		
486	1		法第26条(防火壁及び防火床)	確認申請書	延べ面積、用途など	法26 適用される建築物かどうかの確認	
510	1		本文 ただし書	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火壁及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	法26 耐火構造等の構造詳細、配置図・平面図で延焼ライン内の開口部の措置を記載(一般に準耐火建築物以上とすることが多いため、その適合を確認)	
516	1		法第27条(耐火建築物等とななければならない特殊建築物)	確認申請書	用途、階数、各階床面積など	法27 適用される建築物かどうかの確認	
519	1	床面積求積図		床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	法27 III審査内容の項目リスト ⑤主な法文 基本的に記載		
520	1	第1項		各階平面図	開口部及び防火設備の位置	法27 延焼のおそれのある範囲内に防火設備を記載	
525	1	第2項		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	1 法27 主要構造部の耐火構造等の断面構造(材料の種別、寸法など)の記載、防火設備の告示番号(大臣認定品は認定番号)を記載。	
532	1	第2項		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	1 法27 主要構造部の耐火構造等の断面構造(材料の種別、寸法など)の記載、防火設備の告示番号(大臣認定品は認定番号)を記載。	
536	1	第3項		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、軒裏、天井及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	1 法27 主要構造部、軒裏、天井の耐火構造等の断面構造(材料の種別、寸法など)の記載、防火設備の告示番号(大臣認定品は認定番号)を記載。	
561	1	法第28条(居室の採光及び換気)		確認申請書	用途	1 法28 適用される建築物かどうかの確認	
563	1			第2項から第4項まで	各階平面図	給気機又は給気口の位置	1 法28 2項ただし書き(換気上無窓居室)又は3項(劇場等又は火気使用室)の換気設備の設置を要する場合、換気設備平面図に給気機若しくは給気口の位置を記載
564	1					排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置	1 法28 2項ただし書き(換気上無窓居室)の換気設備の設置を要する場合、換気設備平面図に排気機若しくは排気口の位置を記載。3項(劇場等又は火気使用室)の換気設備の設置を要する場合、換気設備平面図に排気筒又は煙突の位置を記載。
565	1					かまど、こんろその他設備器具の位置、種別及び発熱量	1 法28 火気使用がある場合(令20条の3第1項に規定するものを除く)、換気設備平面図に器具の位置、燃料の種別及び発熱量を記載。
566	1		火を使用する室に関する換気経路			1 法28 火気使用がある場合(令20条の3第1項に規定するものを除く)、換気設備平面図に給排気換気経路を記載。排気フードがある場合、排気フードの構造を記載。	
570	1		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	1 法28 III審査内容の項目リスト ⑤主な法文 基本的に記載		
571	1		換気設備の仕様書	換気設備の有効換気量	1 法28 機械換気方式により換気を行う場合、換気量計算書により有効換気量を算定し、仕様書(機器表)に記載。		
582	1		法第28条の2(石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置)	第3号	給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置	1 法28 居室を有する建築物は、換気設備平面図に給排気ファン及び給排気口の位置並びにアンダーカット等設置する場合はその位置を記載。	
584	1				中央管理室の位置	1 法28 中央管理方式の空気調和設備により換気を行う場合、H15国交省274号第2第一号に基づく換気計算書「 $V_r=10(E+0.02n \cdot A)$ 」により有効換気量を算定し、中央管理室の位置を平面図に記載。	
589	1			使用建築材料表	内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び面積	1 法28 使用建築材料はF☆☆☆☆(天井裏はF☆☆☆☆以上)又は規制対象外材料を使用する旨を記載(上記以外の材料を使用する場合は、面積制限等を記載)石綿及びクロロビリスを使用しない旨を記載	
591	1	有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法		有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法	1 法28 機械換気設備による場合、有効換気量の算出方法を計算書に記載。空気を浄化して供給する方式を用いる機械換気設備(一般的に中央管理方式の空気調和設備)による場合、有効換気換算量の算出方法を計算書に記載。		
592	1	換気回数及び必要有効換気量		換気回数及び必要有効換気量	1 法28 機械換気設備又は空気浄化して供給する方式を用いる機械換気設備(一般的に中央管理方式の空気調和設備)による場合、計算書に換気回数と必要有効換気量を記載。		
593	1	給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法		給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法	1 法28 機械換気設備による場合、給気機又は排気機の風量が、有効換気量以上であることを計算書に記載。空気浄化して供給する方式を用いる機械換気設備(一般的に中央管理方式の空気調和設備)による場合、給気機又は排気機の風量が、有効換気換算量以上であることを計算書に記載。		
594	1	換気経路の全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。)及びその算出方法		換気経路の全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。)及びその算出方法	1 法28 有効換気量又は有効換気換算量に対するダクトの全圧力損失を計算書に記載。		
625	1	法第31条(便所)		確認申請書	その他の区域、地域、地区又は街区(下水道処理区域の内外の別)	法31 【3-5. その他の区域、地域、地区又は街区】に下水道処理区域内外の別を記載(浄化槽の場合【4-10】浄化槽を記載)	
659	1	法第34条(昇降機)		第1項	各階平面図	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の位置	法34 各階平面図に記載されている
660	1				昇降機の構造詳細図	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の構造	法34 昇降機の構造詳細は別願申請であって、建築物の確認申請では参考図として審査する。
661	1		第2項	確認申請書	建築物の高さ等	法34 適用される建築物かどうかの確認	
662	1			各階平面図	非常用の昇降機の位置	法34 非常用EVの位置を記載	
663	1	二面以上の断面図	建築物の各部分の高さ	法34 31mラインを確認し、非常用EVの要否(令129条の13の2各号のいずれかに該当)を記載(Na.962と同様)			
667	1	法第35条(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)	確認申請書	用途、階数など	1 法35 適用される建築物かどうかの確認		
669	1		各階平面図	各室の床面積	1 法35 III審査内容の項目リスト ⑤主な法文 基本的に記載		
670	1			令第116条の2第1項第1号に規定する窓その他の開口部の面積	1 法35 必要に応じて各階の居室面積の合計を記載		
671	1			令第116条の2第1項第2号に規定する窓その他の開口部の開放できる部分の面積	1 法35 採光、換気、排煙計算表に記載(採光:歩行距離など採光有窓として計画する場合のみ)		
676	1			開口部及び防火設備の位置	令123 防火区画の開口部の位置とその構造(構造は凡例による)を記載		
677	1		耐力壁及び非耐力壁の位置	令123 耐力壁及び非耐力壁の別を記載(建築物の構造や耐火構造等の詳細図などで記載がなくても適合することが分れば記載不要)			
678	1		防火区画の位置及び面積	令123 各避難階段の防火区画(凡例)を記載(令112条防火区画は法36条のため)			
679	1		階段の配置及び構造	令123	・階段の種別(屋内と屋外の別、直通階段か避難階の別)を記載 ・階段の構造(例えば避難階の構造に適合する旨を凡例等用いて表現)を記載 ・屋外避難階段にあつては、当該階段から2m範囲を記載		

3.[戸建住宅等]検討内容

通しNo.	特例	I チェックリスト	II モデルごとの適用	III 審査内容の項目リスト	
680	1	令第5章第2節 廊下、避難階段及び出入口	各階平面図	階段室、バルコニー及び付室の開口部、窓及び出入口の構造及び面積 令123	階段の種別により、 ・階段室、バルコニー及び付室の開口部の構造(凡例等を用いて表現)を記載 ・付室に設ける外気に向かって開く窓の構造と面積を記載 ・開口部の大きさ(開口面積3㎡、潜り戸など)を記載 ・バルコニー又は付室の面積を記載
681	1			歩行距離 令120	・2以上の直通階段の位置を記載 ・避難階以外の歩行距離を記載記載(内装の記載→仕上表、採光有窓→採光・換気・排煙計算) ・重複距離を記載 ・避難上有効なバルコニーを記載 ・メゾネット型共同住宅の歩行距離を記載 ・避難階の居室及び階段からの歩行距離を記載 ・避難階の令125条出口、屋外避難階段出口の位置を記載
683	1			避難階段及び特別避難階段に通ずる出入口の幅 令124	・避難階段及び特別避難階段の階段幅とその合計を記載 ・当該階段に通ずる出入口の幅を記載 ・屋上広場の位置、面積を記載
684	1			物品販売業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口の幅 令125	避難階における居室及び階段から出口までの歩行距離の記載、物品販売業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口の幅を記載
685	1			令第118条に規定する出口の戸 令118	劇場等における客席からの戸の内開き、屋外出口の戸の内開きでないことを記載
686	1			令第125条の2第1項に規定する施錠装置の構造 令125条の2	令第125条の2第1項に規定する施錠装置の構造(例えば鍵を用いなくても開錠することができる旨など)を記載
687	1			令第126条第1項に規定する手すり壁、さく又は金網の位置及び高さ 令126	バルコニー、開放廊下、屋上、吹き抜けとなっている部分の手すりの高さの記載
688	1			二面以上の断面図 令120	直通階段の構造(直通性)を記載(平面図又は階段詳細図も可)
689	1			耐火構造等の構造詳細図 令120	主要構造部の耐火構造等の断面構造(材料の種別、寸法など)の記載。防火設備の告示番号(大臣認定品は認定番号)を記載。
690	1			室内仕上げ表 令123	避難階段又は特別避難階段の内装(下地、仕上)を記載
691	1	令117条第2項第二号及び令第123条第3項第二号の規定に適合することの確認に必要な図書 令123	外気に向かって開くことのできる窓、又は排煙設備を記載。(令117条2項2号はNo.675に記載)		
692	1	確認申請書 用途、階数、延べ面積など 1	令126条の2 適用される建築物かどうかの確認		
696	1	各階平面図	排煙の方法及び火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分 令126条の2	令126条の2第1項各号に該当する適用除外部分を記載。特に同項第5号にあっては、H12年建告1436号の適合性に必要な事項(凡例、天井高さ(H≧3m)、防煙壁の位置・構造・高さ、室・居室の別、各室面積、内装など)を凡例等を用いて記載	
697	1		令第116条の2第1項第2号に該当する窓その他の開口部の位置 令116条の2	採光、換気、排煙計算表に記載(排煙無窓)	
698	1		防火区画及び令第126条の2第1項に規定する防煙壁による区画の位置 令126条の3	防火区画及び防煙壁の区画の位置、及び防火区画の面積を記載	
699	1		排煙口の位置 令126条の3	排煙窓の位置、排煙口までの距離(30m以下)を記載	
700	1		排煙風道の配置 令126条の3	排煙ダクトの経路を記載。	
701	1		排煙口に設ける手動開放装置の使用法を表示する位置 令126条の3	手動開放装置の位置を記載(高さは特記で措置するものとする)	
702	1		排煙口の開口面積又は排煙機の位置 令126条の3	排煙計算を記載(排煙窓の大きさは建具表又は計算に記載。また外倒し窓などの場合は、開放角度も併せて記載)機械排煙の場合、排煙機の位置を記載。	
703	1		法第34条第2項に規定する建築物又は各構えの床面積が1000平方メートルを超える地下街に設ける排煙設備の制御及び作動状態の監視を行うことができる中央管理室の位置 令126条の3	非常用エレベーターを設置する場合及び各構えの床面積が1,000㎡を超える地下街の場合、中央管理室にて排煙設備の制御及び作動状態の監視を行うことを記載。又、中央管理室の位置を記載。	
704	1		予備電源の位置 令126条の3	予備電源を必要とする排煙設備を設置する場合、発電機設備(電気設備図)又は内燃機関(排煙機付属)の位置を記載。	
708	1		床面積求積図 防火区画及び令第126条の2第1項に規定する防煙壁による区画の面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 令126条の3	各室、各居室の求積(排煙区画(防火区画はNo.667に記載))を記載	

3.[戸建住宅等]検討内容

通しNo.	特例	I チェックリスト	II モデルごとの適用	III 審査内容の項目リスト	
709	1		建築物の高さ等	令126条の3 地盤面と建築物高さを記載(H12年建告1436号が適用できるかどうかの判断)	
711	1		二面以上の断面図 排煙口及び当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の位置	令126条の3 防煙壁(下がり壁)と排煙開口部高さの比較をし、有効高さとなっているかどうかを記載	
716	1		使用建築材料表	令126条の3 防煙壁の仕上げ(排煙告示により下地まで要求される場合は、下地も含む)を記載	
717	1		排煙設備の構造詳細図	排煙口の構造	令126条の3 排煙口(煙で接する部分)は不燃材料で造ることを記載。 令126条の3第1項第二号、第三号、第六号、又はH12告1436号第一号ハ(告示第一号適用の場合)に適合することの記載。
718	1			排煙口に設ける手動開放装置の使用方法	令126条の3 平面で確認 令126条の3第1項第四号、第五号、又はH12告1436号第一号ニ(告示第一号適用の場合)に適合することの記載
719	1			排煙風道の構造	令126条の3 令126条の3第1項第二号、第七号、第九号、又はH12建告1436号第二号ホ(告示第二号適用の場合)に適合することの記載。
720	1			排煙設備の電気配線に用いる配線の種別	令126条の3 電源及び制御配線(耐火ケーブル、耐熱ケーブルなど)がS45告1829号に適合することを記載。
722	1		排煙機の空気を排出する能力を算定した際の計算書	令126条の3 排煙機の排煙風量の算定を計算書に記載。	
724	1		確認申請書	令126条の4 用途、階数、延べ面積など 適用される建築物かどうかの確認	
726	1		令第5章第4節 非常用の照明装置 各階平面図	照明器具の位置及び構造	令126条の5 平面図に、非常用の照明装置の位置を記載。 又、照明器具姿図などに、S45告1830号に定める構造であること又は(一社)日本照明工業会(ILMA)評定品である評定番号を記載。予備電源については、内蔵型又は別置型の別を記載。(別置型の場合、法32条の予備電源の容量に反映)
727	1	非常用の照明装置によって、床面において1ルクス以上の照度を確保することができる範囲		令126条の5 平面図に、非常用の照明装置の所定の照度範囲を記載。	
728	1			令126条の5 「告示1411号適用の場合、屋外への出口までの歩行距離又は室面積を記載	
733	1	令第5章第5節 非常用の進入口 各階平面図	赤色灯及び非常用進入口である旨の表示の構造	令126条の6 代替進入口、非常用進入口の位置と間隔の記載 非常用進入口のバルコニーの位置、大きさを記載 代替進入口、非常用進入口の大きさを確認(凡例記載)	
734	1		二面以上の立面図 非常用進入口又は令第126条の6第2号に規定する窓その他の開口部の構造	令126条の6 代替進入口の位置を記載 非常用進入口の位置を記載し、三角マークや赤色灯を記載	
735	1		赤色灯及び非常用進入口である旨の表示の構造	令126条の6 赤色灯の位置の及びS45告1831号第1に定める構造であることの記載。	
737	1	令第5章第6節 敷地内の避難上及び消火上必要な通路等 確認申請書	令127条 適用される建築物かどうかの確認		
739	1	配置図	令128条 各出口から位置を確認の上、敷地内通路、大規模建築物の周囲の通路を記載 敷地内に複数棟ある場合は、各棟の延べ面積及び耐火建築物等の種別を一覧表にして記載(3m通路等の要否が分かるもの)		
759	1	法第35条の2(特殊建築物等の内装)	確認申請書	令128条の5 1 適用される建築物かどうかの確認	
762	1		各階平面図 令第128条の3の2第1項に規定する窓のその他の開口部の開放できる部分の面積	令128条の3の2 1 採光、換気、排煙計算表に記載(排煙無窓) ただし、準不燃材料の仕上げで行う場合は記載不要	
763	1		令第128条の5第7項に規定するスプリンクラー設備等及び排煙設備の設置状況	令128条の5 1 自動式スプリンクラー設備等の位置、排煙設備の設置があることを記載(内装制限の適用除外を受ける場合)	
765	1		室内仕上げ表	令128条の5 1 不燃、準不燃、難燃の材料の別と認定番号を記載	
767	1	法第35条の3(無窓の居室等の主要構造部)	各階平面図	法35条の3 採光有窓(採光計算は法28条を準用)、避難開口部の位置、大きさを記載	
768	1		耐火構造等の構造詳細図	法35条の3 その居室を区画する主要構造部を記載(耐火、不燃)	

3.[戸建住宅等]検討内容

通しNo.	特例	I チェックリスト	II モデルごとの適用	III 審査内容の項目リスト		
781	1	令第112条(防火区画)第1項から第17項まで	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置	令112 耐力壁及び非耐力壁の別(記載がなくても適合することが分かれば記載不要)及び主要構造部に該当する間仕切壁等の位置を記載	
782	1			スプリンクラー設備等消火設備の配置	令112 自動式スプリンクラー設備等を設けた範囲を求積図に記載	
783	1			防火設備の位置及び種別	令112 凡例を記載	
784	1			防火区画の位置及び面積	令112 面積、高層、堅穴、異種用途区画に対応する凡例を記載 防火区画が規定の面積以内であることを求積図などに記載 防火区画のただし書を適用する場合はその措置を記載 スパンドレルを記載	
785	1			強化天井の位置	令112 強化天井の位置、構造の記載(令112条3項1号、2号を適用する場合)	
786	1			令第112条第3項の規定に適合することの確認に必要な事項	令112 防火上主要な間仕切壁の適用除外(自動スプリンクラー設備等設置部分)に関する構造方法への適合性審査に必要な事項を記載 防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分に該当することを確認するために必要な事項	
787	1			令第112条第17項に規定する区画に用いる壁の構造	令112 異種用途区画の位置を記載(凡例を記載)	
788	1			二面以上の断面図	令第112条第15項に規定する外壁の位置及び構造	令112 層間区画、スパンドレルを記載(立面図でも可)
789	1				令第112条第17項に規定する区画に用いる床の構造	令112 異種用途区画の位置を記載(凡例を記載)
790	1			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	令112 防火区画に用いられる主要構造部の耐火構造等の断面構造(材料の種別、寸法など)の記載。防火設備の告示番号(大臣認定品は認定番号)を記載。
793	1	令第112条第18項第1号	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、天井及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	令112 凡例(防火設備の告示番号(大臣認定品は認定番号))を記載	
796	1	令第112条第18項第2号	耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法	令112 凡例(防火設備の告示番号(大臣認定品は認定番号))を記載	
798	1	令第112条第20項及び第21項	各階平面図	風道の配置	令112 ダクト平面図にダクト経路を記載。	
799	1			令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別	令112 ダクト平面図に防火区画貫通位置と防火ダンパー等種別(FD、SFD、SDなど)を記載。	
800	1			給水管、配電管その他の管と令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画とのすき間を埋める材料の種別	令112 配管及び風道の防火区画貫通部のすき間を埋める材料(不燃材料)を記載。	
801	1			二面以上の断面図	令第112条第21項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別	令112 区画に接するスパンドレル貫通など、断面情報が必要な場合に記載。
802	1	給水管、配電管その他の管と令第112条第21項に規定する準耐火構造の防火区画とのすき間を埋める材料の種別	令112 区画に接するスパンドレル貫通など、断面情報が必要な場合に記載。			
803	1	耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法	令112 防火ダンパー(FD、SFD、SDなど)がS48告2565号に定める構造で、H12告1376号により設けられていることの記載。		
805	1	確認申請書	用途、建築面積など	令114 適用される建築物かどうかの確認		
808	1	令第114条(建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁)	各階平面図	界壁又は防火上主要な間仕切壁の位置	令114 界壁又は防火上主要な間仕切壁の位置は凡例を用いて記載	
809	1			強化天井の位置	令114 強化天井の位置、構造の記載(令112条3項1号、2号)	
810	1			令第114条第1項又は第2項の規定に適合することの確認に必要な事項	令114 ・防火上主要な間仕切壁の適用除外(自動スプリンクラー設備等設置部分)に関する構造方法への適合性審査に必要な事項を記載 ・防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分に該当することを確認するために必要な事項(1項において未制定)	
811	1			界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の位置	令114 ダクト平面図でダクト経路、114条区画貫通位置及びダンパー種別を記載。	
812	1			給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁との隙間を埋める材料の種別	令114 配管及び風道の防火区画貫通部のすき間を埋める材料(不燃材料)を記載。	
813	1			建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	令114 建築面積300㎡を超える木造隔壁の位置を記載
816	1	二面以上の断面図	界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁の位置	令114 114条区画の位置、小屋裏まで達する旨を記載(特記でも可)		
819	1	耐火構造等の構造詳細図	界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法	令114 令114条区画に用いられる主要構造部の耐火構造等の断面構造(材料の種別、寸法など)の記載。防火設備の告示番号(大臣認定品は認定番号)を記載。		

3.[戸建住宅等]検討内容

通しNo.	特例		I チェックリスト		II モデルごとの適用	III 審査内容の項目リスト
850	1		令第129条の2の4 給水、排水その他の配管設備の設置及び構造	各階平面図	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置及び構造	令第129条の2の4 配管平面図に防火区画位置及び配管材料が不燃材料でない場合はH12建告1422号の規定に適合すること又は大臣認定工法の場合、大臣認定番号を記載。
872	1			配管設備の構造詳細図	ガス漏れ警報設備の構造	令第129条の2の4 3階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の場合、ガス漏れ警報設備がS56建告1099号第2に適合する構造であることを記載。
878	1			配管設備の系統図	配管設備の種類、配置及び構造	令第129条の2の4 飲料水の配管設備、排水のための配管設備、ガスの配管設備などの別を記載。
880	1				給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置	令第129条の2の4 各階平面図で表現できない防火区画貫通等の位置を記載。
907	1	法第36条(この章の規定を実施し、又は補足するために必要な技術的基準)	令第129条の3第1項第1号及び第2項第1号(適用の範囲)並びに令第129条の4(エレベーターの構造上主要な部分)から令第129条の11(適用の除外)	各階平面図	エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置	令第129条の7 エレベーター機械室の換気上有効な開口部、又は換気設備を記載。
908	1				エレベーターの機械室の出入口の構造	令第129条の7 出入口幅70cm以上、高さ1.8m以上、施錠装置を有する鋼製戸を記載。
909	1				エレベーターの機械室に通ずる階段の構造	令第129条の7 けあげ23cm以下、踏面15cm以上、階段両側に側壁がない場合、手摺を記載。
910	1				エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さない部分の構造	令第129条の7 H12建告1436号第1第二号オープンタイプエレベーターの確認事項を記載。
911	1		床面積求積図	エレベーターの機械室の床面積及び昇降路の水平投影面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	令第129条の7 機械室の床面積が、昇降路の水平投影面積の2倍以上であることを記載。	
924	1		エレベーターのかご、昇降路及び機械室の断面図	エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距離	令第129条の7 エレベーターの定格速度に応じた、機械室高さが確保されていることを記載。	
925	1			エレベーターの機械室に通ずる階段の構造	令第129条の7 けあげ23cm以下、踏面15cm以上、階段両側に側壁がない場合、手摺を記載。	
934	1			エレベーターの使用材料表	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸(構造上軽微な部分を除く。)に用いる材料の種別	令第129条の7 エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸(構造上軽微な部分を除く。)に用いる材料の種別は、難燃材料で造るか覆うの記載
960	1		令第129条の3第1項第3号及び第2項第3号並びに令第129条の13(小荷物専用昇降機の構造)	小荷物専用昇降機の使用材料表	小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸に用いる材料の種別	令第129条の13 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸に用いる材料の種別、難燃材料で造るか覆うの記載
961	1			非常用エレベーターの配置	令第129条の13の3 非常用エレベーターである旨(2基以内ごとの区画も)を記載	
962	1			高さ31メートルを超える建築物の部分の階の用途	令第129条の13の3 非常用エレベーターの設置の要否を判断する為。令129条の13の2第1項第一号の用途(高さ31mを超える部分を階段室、昇降機、機械室、装飾塔、物見塔、屋窓など)の確認。 Na.663と同様	
963	1			非常用エレベーターの乗降ロビーの位置	令第129条の13の3 乗降ロビーである旨、耐火構造の床・壁で区画されている旨(凡例)、乗降ロビーの面積を記載	
965	1			非常用の乗降ロビーの出入口(特別避難階段の階段室に通ずる出入口及び昇降路の出入口を除く。)に設ける特定防火設備	令第129条の13の3 凡例を記載	
966	1			非常用エレベーターの乗降ロビーの床及び壁(窓若しくは排煙設備又は出入口を除く。)の構造	令第129条の13の3 凡例を記載	
967	1			予備電源を有する照明設備の位置	令第129条の13の3 予備電源を有する照明設備(一般的には令126条の4.5に基づく非常用の照明装置)の位置を記載。	
968	1			各階平面図	令第129条の13の3 乗降ロビー壁面に、消火設備などの収納スペースが確保されていること。	

3.[戸建住宅等]検討内容

通しNo.	特例		I チェックリスト	II モデルごとの適用	III 審査内容の項目リスト		
969	1	1	令第129条の13の2(非常用の昇降機の設置を要しない建築物)及び令第129条の13の3(非常用の昇降機の設置及び構造)	非常用エレベーターの積載量及び最大定員	令第129条の13の3 積載量1,150kg以上、最大定員17名以上を記載。		
970	1	1		非常用エレベーターである旨、避難階における避難経路その他避難上必要な事項を明示した標識を掲示する位置	令第129条の13の3 非常用エレベーターである旨、避難階における避難経路その他避難上必要な事項を記載した標識を掲示する位置を記載。		
971	1	1		非常用エレベーターを非常の用に供している場合においてその旨を明示することができる表示灯その他これに類するものの位置	令第129条の13の3 消防隊が非常用エレベーターを消火活動として使用中、乗場の呼びに呼応しない為、非常用として使用中である旨の赤色文字で表示する位置を記載。		
972	1	1		非常用エレベーターの昇降路の床及び壁(乗降ロビーに通ずる出入口及び機械室に通ずる鋼索、電線その他のものの周囲を除く。)の構造	令第129条の13の3 非常用EV2基以内ごとの耐火構造区画、昇降路内の内装を記載		
973	1	1		避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第129条の13の3第3項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口(道又は道に通ずる幅員4メートル以上の通路、空地その他これらに類するものに接しているものに限る。)の位置	令第129条の13の3 避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第129条の13の3第3項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口の位置とその歩行距離を記載 当該出口が、道又は道に通ずる4m以上の通路に接していることを記載		
975	1	1		床面積求積図	令第129条の13の3 非常用エレベーターの乗降ロビーの床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	非常用エレベーターの台数、乗降ロビーの面積を記載	
976	1	1		二面以上の断面図	令第129条の13の2 建築物の高さが31メートルとなる位置	非常用エレベーターの設置を要しない建築物の該当号の記載 非常用エレベーターの設置の記載、乗降ロビーの設置有無を記載(平面図でも可)。	
984-1	1	1	令第129条の13の3第13項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第129条の13の3第13項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第129条の13の3 外気に向かって開くことのできる窓、又は排煙設備を記載。		
993	1	1	法第41条の2	確認申請書	1 法41条の2 都市計画区域、準都市計画区域の内外の別等	都市計画区域、準都市計画区域内外の別を確認	
994	1	1	法第43条	確認申請書	1 法43	確認申請書の記載内容を確認	
998	1	1		付近見取図	1 法43	敷地の位置 方位、道路及び目標となる地物、敷地の位置を記載	
1004	1	1	第2項	配置図	1 法43	表1 敷地の道路に接する部分及びその長さ	
1005	1	1		法第43条第2項第一号の認定又は同項第二号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	1 法43	認定書又は許可書の写しとの整合	
1014	1	1	法第44条	配置図	1 法44	門、塀及び外壁開口部(いずれも開放した状態)が道路境界線を越境しないことを記載(明らかな場合を除く)	
1044	1	1	法第48条	確認申請書	1 法48	確認申請書の記載内容を確認	
1048	1	1		付近見取図	1 法48	敷地の位置 方位、道路及び目標となる地物、敷地の矩形、敷地の位置を記載 異なる用途地域がある場合には、その旨を記載	
1051	1	1		配置図	1 法48	表1 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別	
1052	1	1		用途地域の境界線	1 法48	各境界線の位置、用途地域の境界線、用途地域(無指定含む)ごとの敷地求積図、工作物(機械式自動車駐車場(築造面積))を記載	
1054-1	1	1	法第52条	各階平面図	1 法48	用途地域(無指定も含む)の建築物用途規制に対して、建築物用途(2以上の建築物用途がある場合には、それらの用途ごと)の延べ面積、階における建築物用途を確認	
1056	1	1		危険物の数量表	1 法48	危険物調書	
1057	1	1		工場・事業調書	1 法48	工場調書	
1075	1	1	法第52条	確認申請書	1 法52	確認申請書の記載内容を確認	
1080	1	1		付近見取図	1 法52	敷地の位置 方位、道路及び目標となる地物、敷地の位置(容積率)を確認 容積率の異なる区域がある場合には、その旨を記載	
1084	1	1		配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別	1 法52	表1
1085	1	1			指定された容積率の数値の異なる地域の境界線	1 法52	指定された容積率の数値の異なる地域の境界線を記載
1086	1	1		配置図	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	1 法52	表1
1087	1	1			法第52条第12項の壁面線等	1 法52	法第52条第12項の壁面線等を記載
1088	1	1	令第135条の19に掲げる建築物の部分の位置、高さ及び構造	1 法52	容積率の算定に当たり建築物から除かれる部分(法第52条第12項→令第135条の19)の位置、高さ及び構造を記載		
1090	1	1	各階平面図	1 法52	III 審査内容の項目リスト ⑤主な法文 基本的に記載(各室用途面積)		
1091	1	1	床面積求積図	1 法52	III 審査内容の項目リスト ⑤主な法文 基本的に記載(床面積)		
1094	1	1	二面以上の断面図	1 法52	No.1096で算出した地盤面を、各階の床及び天井(天井のない場合は、屋根)の高さと併せて記載(地階緩和の場合)		
1095	1	1	敷地面積求積図	1 法52	III 審査内容の項目リスト ⑤主な法文 基本的に記載(敷地面積)		
1096	1	1	地盤面算定表	1 法52	平均地盤面算定により、地階であること(地面の接する位置:当該階の周長1/2、平均地盤面:地盤面下1/3以上)の算式(地階緩和の場合)		

3.[戸建住宅等]検討内容

通しNo.	特例	I チェックリスト	II モデルご適用	III 審査内容の項目リスト
1108	1	1	1	法53 確認申請書の記載内容(角地などの緩和条件も)を確認
1113	1	1	1	法53 方位、道路及び目標となる地物、敷地の位置を記載 建蔽率の異なる区域がある場合には、その旨を記載
1117	1	1	1	法53 表1 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
1118	1	1	1	法53 防火地域、準防火地域、用途地域の境界線を記載(2以上の地域にまたがる場合のみ)
1120	1	1	1	法53 表1 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
1121	1	1	1	法53 III 審査内容の項目リスト ⑤主な法文 基本的に記載(敷地面積)
1122	1	1	1	法53 III 審査内容の項目リスト ⑤主な法文 基本的に記載(建築面積)
1123	1	1	1	法53 耐火建築物、準耐火建築物、延焼防止建築物、準延焼防止建築物であることを耐火構造等の構造詳細図なども含めて記載
1171	1	1	1	法56 確認申請書の記載内容を確認
1175	1	1	1	法56 方位、道路及び目標となる地物、敷地の位置を記載
1181	1	1	1	法56 <道路> ・前面道路の路面の中心レベルと地盤面 <隣地/北側> ・地盤面と隣地地盤面を記載 <道路/隣地/北側> ・建築物の各部分の高さと当該斜線制限の計算式を比較し、適合する旨を記載(立面又は断面図でも可)
1182	1	1	1	法56 <道路> ・いわゆる2Aかつ35mを適用する場合は、その適用を受ける範囲を記載
1183	1	1	1	法56 <道路/隣地/北側> ・地盤面と隣地地盤面又は前面道路の中心レベルにおいて、各地盤面の異なる区域があれば記載(高低差緩和を適用する場合)
1184	1	1	1	法56 <隣地> ・隣地斜線が適用される高さ(20m、31m)を超える部分における隣地境界線等までの最小水平距離を記載
1185	1	1	1	法56 <道路> ・当該前面道路における最小後退距離の緩和を適用する場合には、その距離 ・上記緩和を適用する場合における令130条の12(門扉等の高さなど)が、当該規定に適合する旨を記載
1187	1	1	1	法56 <道路/隣地/北側> ・2以上の用途地域にまたがる場合は、その用途地域の境界線を記載
1190	1	1	1	法56 <道路> ・いわゆる2Aかつ35mを適用する場合は、その適用を受ける範囲を記載
1191	1	1	1	法56 <道路/隣地> ・前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線にある水面等(各斜線によって空地が異なる)がある場合には、その位置及び幅を記載
1192	1	1	1	法56 <北側> ・北側の前面道路の反対側の境界線又は水面等(二分の一)がある場合には、その位置及び幅を記載
1202	1	1	1	法56 <道路> ・道路斜線計算式と当該建築物の各部分の高さを比較し、適合する旨を記載 ・上記計算にあたっては、道路中心レベルとの高低差及び区域等の異なる場合を記載するほか、道路高低差緩和、後退緩和、2Aかつ35m緩和又は公園等緩和を適用する場合は、それらを記載 <隣地> ・隣地斜線計算式と当該建築物の各部分の高さを比較し、適合する旨を記載 ・上記計算にあたっては、隣地斜線が適用される高さ(20m、31m)を超える部分における隣地境界線等までの最小水平距離及び区域等の異なる場合を記載するほか、高低差緩和又は公園等緩和を適用する場合は、それらを記載 <北側> ・北側斜線計算式と当該建築物の各部分の高さを比較し、適合する旨を記載 ・上記計算にあたっては、区域等の異なる場合を記載するほか、高低差緩和、北側の前面道路の反対側の境界線又は水面等(二分の一)の緩和を適用する場合は、それらを記載  【確認すべき内容】 道路/隣地/北側のそれぞれの記載について配置図との整合、水面等の緩和を適用する場合は当該斜線制限に適用できるかどうかを確認
1217	1	1	1	法56 建築物が周囲の地面と接する各位置の高さを記載
1218	1	1	1	法56 III 審査内容の項目リスト ⑤主な法文 基本的に記載
1293	1	1	1	法56 3-5. その他の区域、地域、地区又は街区】に規制時間及び測定面の高さを記載
1298	1	1	1	法56 方位、道路及び目標となる地物、敷地の位置を記載 日影規制の異なる区域がある場合には、その旨を記載
1300	1	1	1	法56 III 審査内容の項目リスト ⑤主な法文 基本的に記載 配置図と日影図において、建築物の位置、建築物の高さ、土地の高低、道路や水面等の位置及び幅が整合していることを確認 日影規制の異なる区域がある場合には、その旨を記載

3.[戸建住宅等]検討内容

通しNo.	特例		I チェックリスト		II モデルごとの適用	III 審査内容の項目リスト		
1308	1	1	法第56条の2	日影図	縮尺及び方位	法56条の2 III 審査内容の項目リスト ⑤主な法文 基本に記載		
1310	1	1			法第56条の2第1項に規定する対象区域の境界線	法56条の2	日影規制の対象区域の境界線、日影時間の異なる区域の境界線、別表第四の地域・地区の境界線、高層住居誘導地区又は都市再生特別地区の境界線を記載	
1314	1	1			敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員	法56条の2	道路、水面、線路敷等の位置及び幅員を記載し、当該緩和となる境界線及び隣地境界線からの5m10mラインを記載	
1316	1	1			平均地盤面からの建築物の各部分の高さ	法56条の2	敷地内における建築物の位置、平均地盤面(No.1332)からの建築物の各部分の高さを記載 屋上に建築設備等がある場合には、その位置及び高さを記載	
1319	1	1			建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時まで(道の区域内にあっては午前9時から30分ごとに午後3時まで)の各時刻に水平面に生じさせる日影の形状	法56条の2	日影倍率表及び測定面における・30分ごとの時刻日影図・等時間日影図・指定点の位置及び時間を記載	
1327	1	1			二面以上の断面図	法56条の2	平均地盤面(No.1332)からの建築物の各部分の高さを記載 屋上に建築設備等がある場合には、その高さも記載	
1329	1	1			隣地又はこれに接続する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面	法56条の2	隣地又はこれに接続する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面を記載(高低差緩和の場合)	
1332	1	1			平均地盤面算定表	法56条の2	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式(敷地内の建築物全体)を記載	
1493	1	1			確認申請書	法61	防火地域、延べ面積、階数など	適用される建築物かどうかの確認
1498	1	1			配置図	法61	隣地境界線、道路中心線及び同一敷地内の他の建築物の外壁の位置	III 審査内容の項目リスト ⑤主な法文 基本に記載
1500	1	1	本文	各階平面図	開口部及び防火設備の位置	法61	延焼のおそれのある範囲内に防火設備を記載	
1501	1	1			耐力壁及び非耐力壁の位置	法61	耐力壁及び非耐力壁の別(記載がなくても適合することが分かれば記載不要)及び主要構造部に該当する間仕切壁等の位置を記載 延焼防止建築物の場合は、防火区画及び面積を記載	
1502	1	1			スプリンクラー設備等消火設備の配置	法61	III 審査内容の項目リスト ⑤主な法文 基本に記載(延焼防止建築物(戸建て住宅を除く)の場合)	
1503	1	1			外壁、袖壁、扉その他これらに類するものの位置及び高さ	法61	袖壁等を設けた場合はその位置及び高さ並びにその構造、また袖壁等によって延焼のおそれの範囲外であることを記載	
1504	1	1			床面積求積図	法61	防火、準防火地域内における耐火性能の別を確認 延焼防止建築物の場合は、防火区画面積を記載	
1505	1	1			二面以上の立面図	法61	延焼防止建築物、準延焼防止建築物における開口率制限の適用を受ける場合に記載	
1508	1	1			耐火構造等の構造詳細図	法61	主要構造部の耐火構造等の断面構造(材料の種別、寸法など)の記載。防火設備の告示番号(大臣認定品は認定番号)を記載。	
1509	1	1			令第136条の2第5号の規定が適用される建築物	法61	構造詳細図	門又は扉の断面の構造、材料の種別及び寸法を記載
1514	1	1	法第62条	確認申請書	法62	防火地域など	適用される建築物かどうかの確認	
1515	1	1		耐火構造等の構造詳細図	法62	主要構造部の構造、材料の種別及び寸法	屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法を記載	
1516	1	1		その他法第62条の規定に適合することの確認に必要な図書	法62	令第136条の2の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	同上(法第62条の区域内にある建築物の屋根の性能に関する技術的基準)	
1744	1	1	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条	配置図	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	BF 法	適用される建築物かどうかの確認	
1745	1	1			高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令379号。以下「移動等円滑化促進法施行令」という。)第16条に規定する敷地内の通路の構造及び移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の構造	BF 法	・一般基準(敷地内の通路)の記載 ・移動等円滑化経路(敷地内の通路、BF駐車場、道)の記載 BFチェックリストの添付(チェックリストに適合と記載していても、計画漏れを防止するために、配置図及び平面図に記載又はBF用の図面を作成し添付する)	
1745-1	1	1			視覚障害者移動等円滑化経路(不特定多数の者も含む)の措置	BF 法	道から令第20条第2項の案内板、又は同条第3項の案内所までの経路、車路に近接する部分、段又は傾斜がある部分の上端に近接する部分等に設置する点状ブロック等の敷設位置。(必要に応じて平面図にも記載)	
1746	1	1			車いす使用者用駐車施設の位置及び寸法	BF 法	BF駐車場の位置及び寸法並びに標識を記載。	
1747	1	1			客室の数	BF 法	BF客室の必要室数の計算を記載	
1748	1	1			移動等円滑化経路及び視覚障害者移動等円滑化経路の位置	BF 法	・一般基準(廊下、階段、傾斜路、BF便所、ホテル旅館の客室) ・移動等円滑化経路(出入口幅、廊下、傾斜路、EV、標識、案内設備、案内所、BF駐車場、客室)の記載 BFチェックリストの添付	
1749	1	1			車いす使用者用客室及び案内所の位置	BF 法	廊下、階段、BF便所、BF客室、EV、乗降ロビー、標識、案内設備の構造及び位置を記載	
1750	1	1			移動等円滑化促進法施行令第18条第2項第6号及び第19条に規定する標識の位置	BF 法	標識を設けるものとして、18条2項6号は、特殊なEV 19条は、EV、BF便所、BF駐車場これらの標識の位置を記載(No.1748と同じ)	
1755	1	1	車いす使用者用客室の便所及び浴室等の構造	BF 法	客室内の構造が分かる詳細図(特記でも可)などを記載			
1756	1	1	移動等円滑化促進法施行令第14条に規定する便所の位置及び構造	BF 法	BF便所内の構造が分かる詳細図(特記でも可)などを記載			





(余白)

### 3-1-3) 追記事項、凡例等、試審査用確認申請図書上で付加的に表現する要素の抽出・整理

#### ◆概要

検討した戸建住宅モデルを対象に、「審査内容の項目リスト」に基づき、モデル毎、使用する BIM ソフトウェア毎に、作図における表現要素となる凡例について整理した。

#### ① 確認申請図書へ明示する凡例素案の検討

凡例は、確認申請図書上で表現する要素の一つであり、必ずしもその表現方法は統一されていないことから、戸建住宅に係る「意匠」を対象に、凡例素案をまとめた。

なお、確認申請図書作成のために使用する BIM ソフトウェアの種類・バージョンや、BIM ソフトウェア以外に使用するソフトウェア(BIM ソフトウェアと連携するもの、連携しないもの)により、凡例素案による表現方法の実現性、容易性は異なる。このため、「2-1-2) 試審査用確認申請図書の作成と試審査」において作成した試審査用確認申請図書における凡例表現では、どの凡例を使用したかを明確にすることとし、その結果を下表に示した。

また、この凡例素案は、これに掲載されていない凡例の使用を妨げるものではなく、また、凡例に使用する色もこれに制限することを意図したものではない。あくまでも凡例表現の選択肢として参照・活用されることを期待し、まとめたものである。

次項以降に、戸建住宅に係る[意匠]の凡例素案を示す。

#### [意匠]

検討にあたり、一般建築作業部会で整理した凡例素案の一部を踏襲しつつ、日本建築行政会議や評価表示協会の研修資料のサンプル図面等に記載された図記号を参考にした。なお、今回の検討対象は、一般的に表現されている図記号の表現とし、文字記号の検討は行っていない。







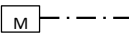
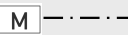

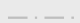
<表説明：凡例素案（意匠）>









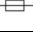



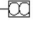

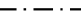
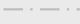
内容
使用頻度が高いと思われる凡例
Archicad で作成した凡例

## [戸建住宅等]図面に明示する凡例素案

使用頻度が高いと思われる凡例

Archicadの凡例

配置図		配置図	
	排水枳		排水枳
	浸透枳		浸透枳
	排水管		排水管
	給水管		給水管
	延焼のおそれのある部分		延焼のおそれのある部分

平面図		平面図	
	住宅用防災機器（熱式感知器）		住宅用防災機器（熱式感知器）
	住宅用防災機器（煙式感知器）		住宅用防災機器（煙式感知器）
	防火設備		防火設備
	換気扇		換気扇
	給気口		給気口
	ドアのアンダーカット等		ドアのアンダーカット等
	レンジフード		レンジフード
	延焼のおそれのある部分		延焼のおそれのある部分
コメント	JCBA確認審査教育テキストに掲載されている凡例のうち、防火設備の四角囲みを丸囲みに変更したものである。延焼のおそれのある部分は、審査担当者から配置図と平面図の両方に記載してほしいという意見が多かったため、それぞれ記載とした。	コメント	基本的に2Dで作図可能な記号は、BIMにおいても表現することは可能であるが、BIMモデルとの連動性や編集の容易性などと考慮する必要がある。

### 3-2) 検討成果から得られた所見等

戸建住宅等作業部会では、BIM オーサリングソフトを使用して設計した戸建住宅(図書省略の対象となる建物)の BIM モデルデータと建築確認図書を用意し、BIM に触れたことがない審査者に対し、BIM に触れる機会を設け、BIM を用いた場合の審査上の効用について、検証を行った。また、審査上の効用を踏まえた上で、建築確認図書の合理的な作成方法についての検討を行った。この検討結果から得られた所見は、下記の通りである。

まず、BIM を用いた場合の審査上の効用については、4号建築物のような小規模な建築物においても、BIM と建築確認図書を併用することで、その内容の理解が深まることを明らかとした。具体的には、求積対象となる区画の有無の確認において、建物の形状がやや複雑な事例について、BIM モデルを閲覧することで、当該箇所の設計がよく把握できたため、的確な審査に繋がった経緯があった。

また、建築確認図書の合理的な作成方法については、4号建築物に対応する審査項目別リストを作成した上で、審査に必要な十分となる図面と、当該図面に記述すべき項目について整理した。その結果、7枚の図面を作成すれば審査に足りることを明らかとした。また、7枚の図面についても、審査に必要な項目を、BIM モデルによる閲覧を前提として、明示すべき事項を集約して記述することによりさらなる図面表現の合理化が可能であるとの知見も得られた。

BIMを用いた場合の審査上の効用の検討の過程で、建物の形状がやや複雑な事例について設計の内容がよく把握できたことに関係して、建築確認図書に明示される内容の判定について、演習課題として準備することができれば審査者の教育に活用できる可能性がある、との指摘があった。

これらの指摘を踏まえ、今後取り組むべき課題について、下記の内容について提起したい。

#### ○図表現による審査と BIM モデルによる表現による審査の最適化

BIM モデルから建築確認図書をより確実に作成することと、BIM モデルによる表現との併用を前提とした建築確認図書における表現の合理化について、国内で流通する BIM ソフトウェアについて、設計者が BIM ソフトウェアを用いて確実に建築確認図書を作成でき、かつ、効率的な審査を実現させる図書の作成ルールを確立させる。その際、国内で流通する BIM ソフトウェアで共通の建物を設計し、その確認申請図書を事例として作成し、作成ルールによる作図を支援するためのテンプレート類の整備に資するとともに、BIM で設計した戸建住宅(4号建築物)の標準的な作業手順を確立させる。また、実際の審査過程を想定した試行を行うことにより、今回の審査環境で使用したタブレットによる審査と、デスクトップ PC による審査との比較等、審査環境として用意すべき環境の設定や、審査に供するデータの取り扱いについての技術的要件について、整理を行う。

#### ○BIM を活用した審査技術の効果の最大化

検討の過程で指摘のあった審査者の教材としての活用や、建築確認に関連する手続き等とのデータの共通・統合化、検査や特定行政庁への報告等におけるデータの利活用等、BIM を活用する審査技術の波及として、設計者、審査者双方における BIM 利用の効果を最大化する方法について、検討を行う。

(余白)